

平成 22 年 6 月 2 日
電源開発株式会社

発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策に関する報告について

当社は、平成 19 年 5 月 16 日付の国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局*からの河川法第 75 条第 1 項に係る命令に基づき、平成 19 年度より「水利使用に係る適正性の確認体制の整備」、「河川法令の遵守意識の徹底」、「河川法令手続等に係る事前相談の実施」等の再発防止に向けての取り組みの実施状況について、国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局に報告しておりますが、今般、平成 21 年度における取り組みの実施状況につき報告しましたのでお知らせします。

また、高知県に対しましても、同様に再発防止策に関する報告を行いました。

当社としては、今後とも社内におけるコンプライアンス意識の徹底を図ると共に、社員の河川法令知識に関する理解を促進させ、発電水利使用に関する不適切事案を根絶するために再発防止策への取り組みを継続的に実施し、第三者の意見も踏まえながら、社会的信頼の回復に努めて参ります。

* 関係地方整備局

東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、北陸地方整備局、
近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局

以上